

教育委員会 平成22年度9月定例会会議録

平成22年9月22日（水）鎌倉市役所 講堂

9時30分開会、10時05分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、朝比奈委員、熊代教育長

傍聴者 10人

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより9月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

昨日、教育総務課より議案第21号として「鎌倉市教育委員会職員の人事について」の追加の申し出があったので、本日の議事日程に追加をしている。なお、議案第21号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、非公開にしたいと思うが異議はあるか。

（異議なし）

仲村委員長

それでは、日程第1議案第21号については、非公開とする。

後ほど課長等報告で「世界遺産登録に関する準備状況について」があるが、この件について、事務局から、市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったため、これを了承し、日程第1終了後、出席させるので、ご承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。

それでは、日程に従い、議事を進める。

<日程第1 議案第21号>

鎌倉市教育委員会職員の人事について

（非公開）

<日程第2 報告事項>

（1） 委員長報告

特になし

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 世界遺産登録に関する準備状況について

世界遺産登録推進担当担当課長

報告事項の(ア)「世界遺産登録に関する準備状況について」を、お手元の資料に基づき2点ご報告する。議案集の2ページをご覧ください。

最初に、1の国際専門家会議の開催概要についてであるが、本国際専門家会議の開催については、6月の本委員会において報告させていただいたところであるが、今回、その開催結果について、ご報告させていただく。

3回目となる今回の国際専門家会議は、第2回の国際会議において示された課題について、これまでの検討内容を提示し、国内外の専門家の議論を踏まえて、推薦書案の最終的な取りまとめに資することを目的として開催した。本国際専門家会議の名称、主催及び会場については、「(1)の会議の概要」の①、②、③に記載のとおりである。「④の開催期間等」についてであるが、記載のとおり、6月23日には意見交換を、24日にはまとめを実施した。

「⑤の参加者」は、記載のとおり、海外招聘者4名、国内招聘者7名、他文化庁、外務省などとなっている。海外の招聘者は、これまでの国際会議で出された意見への対応や、その後の成果について議論をしていただくという趣旨から、過去2回の国際会議で招聘した方々と同じである。

続いて、議案集3ページをご覧ください。

次に、「(2)の会議における海外専門家からの主な意見等」についてであるが、今回の国際専門家会議では、記載のとおり、大きく3つの内容ごとに意見交換を実施した。1点目の「構成資産について」であるが、昨年の国際会議では、山稜部について積極的に評価すべきとの指摘がされた。この山稜部の積極的評価への考え方については、6月の本委員会において、鎌倉の特徴である「古都保存法」による歴史的風土特別保存地区を活用していくという方向で検討している旨説明させていただいたが、この内容に基づいて、本国際専門家会議に諮ったところ、海外の専門家からは、山稜部を構成資産の範囲に広く含めていくことについて「評価できる」「山稜部は、資産の不可分な一部であるという言い方が適切である」など、積極的な評価が得られたところである。

なお、資産に含める具体的な山稜部の範囲については、今後、推薦書作成委員会や文化庁とともに検討し、確定していきたいと考えている。

2つ目の「顕著な普遍的価値の言明について」では、これまでの国際会議で指摘された「武家文化の更なる明確化」「山稜部の積極的評価」への対応と、次の「評価基準の適合性」について、再整理した内容を説明した。これに対して、「鎌倉の武家文化の具体は、かつて武家政権が存在したことを示す証拠として残されている」「前後の時代との比較により、『その後の影響』鎌倉が始発点である』という鎌倉の独自性を示してはどうか」等の意見をいただき、武家文化の定義を含め、全体的な理解を得るとともに、独自性や強調すべきポイント、更には、まとめ方等についてアドバイスをいただいた。

3つ目の「評価基準の適合性について」では、ユネスコが定める「世界遺産一覧表への登録基準」に基づき、近年の世界遺産委員会での審査の傾向に対応できるよう、評価基準の適否や補強すべき項目などについて意見をいただいた。

以上の項目ごとの意見とともに、全体的なまとめとして、「更に理解を深めることができた」「前回の国際会議から、素晴らしく前進した」などの意見をいただいたが、一方で「確実な登録を期するのであれば、顕著な普遍的価値の言明、比較研究、保存管理計画等について、更に時間をかけて精査し、推薦書をより充実させたほうがよい」などの意見もいただいた。以上が、本国際専門家会議の開催概要である。

続いて、2の「今後の取組みの方向性について」ということであるが、今回の国際専門家会議では、只今、説明させていただいたとおり、前回の国際会議で指摘された「山稜部の積極的評価」などの課題について評価を得るとともに、「武家の古都・鎌倉」に対する理解を更に深めることができ、海外の専門家から、大きく前進している旨の評価もいただいた。しかし、一方で、より確実な登録を期するならば、更に時間をかけて精査する必要があるのではないか、という指摘もいただいた。こうした会議の結果や世界遺産登録に関するイコモス審査が更に厳格になっている状況などを踏まえ、文化庁と4県市が協議した結果、より確実な登録を期するため、もう少し時間をかけて精査する必要があると判断し、誠に残念ではあるが、4県市の目標スケジュールであった平成22年度中の推薦を見送ることとした。

「今後の取組み」であるが、引き続き文化庁と協働し、早期かつ確実な登録に向けて、関係者の理解と協力を得ながら、平成22年度中に「推薦書案」を完成させるなど、推薦に向けた準備を進めていく。しかしながら、4県市としては、更に、準備を進めていくためには、登録推薦スケジュールの目標をできる限り明確にしていく必要があることから、国に対して、「武家の古都・鎌倉」の平成25年度登録の確実な実現を目指した要望活動を行いたいと考えている。

質問・意見

仲村委員長

当初の予定より3年延期になるということか。

世界遺産登録推進担当担当課長

平成22年度に推薦ということになると、平成24年度登録ということである。推薦の時期は決まっているため、少なくとも1年は遅れるため、最短であると平成23年度推薦の平成25年度登録ということになる。

仲村委員長

登録というのはどういうことか。

世界遺産登録推進担当担当課長

世界遺産に登録というのは、世界遺産のリストに載るということである。例えば平成22年度に日本国からユネスコに推薦をしたとすると、その年の夏頃にイコモスの調査が来る。そしてイコモスの勧告を受けて、その年の世界遺産委員会で決まるということになる。平成22年度ということだと、平成23年の1月までにユネスコに提出するというように期限が決まっている。平成23年の9月にイコモスの調査が来て、平成24年の夏頃に世界遺産委員会が開催され、登録の可否が決まるのである。

仲村委員長

登録と世界遺産に認められることの関係はどうなっているのか。

世界遺産登録推進担当担当課長

推薦書を出してから、最後に世界遺産委員会で可否が決まる。世界遺産の登録というのは世界遺産のリストに載るということである。そのため、推薦書を出すことが世界遺産登録ということではなく、推薦書を出した後に審査があり世界遺産委員会で登録されるかどうか決まる。

仲村委員長

登録が承認ではないのか。

世界遺産登録推進担当担当課長

登録されたらそれが最終である。

仲村委員長

分かった。

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定 (平成22年9月10日～平成22年10月9日)

質問・意見

山田委員

こちらに記載されている行事の内容については、どのように企画されているのか教えていただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

例えば、4ページの生涯学習課の中の鎌倉文学館での特別展であるが、これは指定管理者が年間事業計画の中で実施するという内容をこちらに記載させていただいている。

仲村委員長

各主管課がそれぞれ立案しているということであるが、この可否というのは課内で、決定しているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

各課それぞれ年間の事業計画、業務計画がある中で出てきている。

山田委員

例えば、7ページにあるトレーニングやストレッチング、健康体操、ピラティス等が挙げられているが、こういったものは、こういう運動が必要ではないかと考えられて具体的に募集しているのか、あるいはそれぞれからこういったものを行いたいという要望があってお受けしているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

一つは先ほど言ったように、指定管理者制度を導入しており、その中で年間の事業計画を立てて色々な事業を行っている。あとは、スポーツ課もそれぞれ自主的な事業もあるので、スポーツ行政の中で計画したものをこういう形で行っている。

仲村委員長

色々な催しをされていて、参加者のばらつきが相当あるのではないかと。これは参加者が少ないからやめようとか、少なくともこれは大事だから継続しようというようなことは検討されているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

実施後に結果を見据えて、次年度に反映させている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

<日程第3 議案第20号>

教育財産(土地)の一部処分の申し出について

仲村委員長

日程第3議案第20号「教育財産(土地)の一部処分の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学校施設課長

議案第20号「教育財産（土地）の一部処分の申し出について」その内容をご説明する。議案集9ページをご覧ください。また、あわせて資料の平面図・案内図・公図写、10ページから12ページをご覧ください。

本件は、神奈川県より都市計画道路横浜藤沢線街路整備事業に伴い、関谷小学校用地の一部について買収の申し出があったため、今回、当該土地の処分について市長に申し出を行おうとするものである。なお、本件土地は、当校建設当時以前に都市計画決定がなされたものであることから、県道拡幅予定区域内に移築又は解体を要する校舎等建物はなく、当校用地の一部売払い後、学校運営に支障を生じることはないと考えられる。土地の処分を予定している部分は、資料10ページのとおり、鎌倉市関谷字下坪468番1の一部で面積は、755.66平方メートルである。なお、本件処分手続きに伴い、処分地について、教育財産から普通財産への引継ぎを行う。

質問・意見

仲村委員長

当初からここは将来道路になることは分かっていたということか。

学校施設課長

当該用地を市が買収したのは昭和52年であるが、都市計画道路の計画決定がされていたのが昭和44年である。したがって、この部分が将来県道として上げられるということの認識はあったのかと思うが、詳細の経過に関する記録がないため明確には把握しきれていない。

仲村委員長

県道になれば交通量が増えるが、安全対策等は大丈夫か。

学校施設課長

安全対策については、十分注意をして工事施工をするであろうし、県道として整備される中では当然その学校の敷地と道路の堺についてはフェンスなどが設置されるため、安全上の問題は生じないと考えている。

（採決の結果、議案第20号は、全会一致で原案どおり可決された）

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。9月定例会を閉会する。